

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(火山災害：壮瞥町有珠山噴火防災マップ)

当商工会地域は伊達市・壮瞥町共に有珠山の町として火山災害のリスクをかかえている。有珠山は有史以来9回噴火しさまざまな被害をもたらしてきた。直近の2000年噴火では最大で15,815人が避難指示・勧告の対象となったものの、噴火前に迅速な避難が行われたこと等により人的被害はなかったが、壮瞥温泉・洞爺湖温泉への観光客が大きく落ち込み、国道230号、道央自動車道といった幹線道路や鉄道の交通網の寸断により地域経済に大きな影響を与えるものとなった。近年の有珠山は20～30年ごとに噴火を繰り返しており、前回の噴火から20年が経過し近い将来高い確率で噴火が起きると予想されている。壮瞥町の有珠山噴火防災マップによると壮瞥町の多くの事業所がある滝之町地区、昭和新山地区、壮瞥温泉地区は火砕サージが襲う可能性がある区域に指定されており、また、壮瞥町内ほぼ全域が降灰の可能性が高い区域とされている。

地区名	内容	小規模事業者数
滝之町	火砕流、降灰危険区域	40
壮瞥温泉	火砕流、噴石、降灰危険区域	16
洞爺湖温泉	火砕流、噴石、降灰危険区域	2
昭和新山	火砕流、噴石、降灰危険区域	12
久保内	降灰危険区域	14
盤溪	降灰危険区域	4
立香・弁景・幸内	降灰危険区域	10
仲洞爺	風向きで降灰の可能性	1
伊達市大滝区	風向きで降灰の可能性	28
	合計	127



(出典：有珠山噴火防災マップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、壮瞥町の壮瞥温泉地区と洞爺湖温泉地区が土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されているが、宿泊業をはじめとした小規模事業者が18事業所ある。また、伊達市大滝区北湯沢地区も同様に指定されているが、小規模事業者が5事業所の他、大型宿泊施設が3事業所あり、対策が必要とされている。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

壮瞥町、伊達市大滝区に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると3個の断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「黒松内低地断層帯」となっており、震度5弱の地震が想定されているが、発生確率は2～5%となっている。地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が0.1～3%となっているが、2000年の有珠山噴火の際に最大震度5弱の地震が発生しているため、警戒が必要である。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
石狩低地東縁断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%
	南部	7.7程度以上	0.2%以下
黒松内低地断層帯		7.3程度以上	2%～5%以下
函館平野西縁断層帯		7.0～7.5程度	ほぼ0%～1%



(出典：地震ハザードステーション)



(出典：地震調査研究推進本部)

(2) 商工業者の現状

- ・商工業者数 149人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 127人 (独自データ)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	17	14	滝之町地区に多い
製造業	17	15	商工会地区に広く分散している
卸・小売業	64	52	滝之町・昭和新山地区に多い
サービス業	24	21	商工会地区に広く分散している
その他	27	25	商工会地区に広く分散している
合計	149	127	

(3) これまでの取組

1) 壮警町の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	S40.4	平成28年3月改定
防災訓練の実施	R1.9	防災キャンプ、事前講習 等
防災備品の備蓄	—	備蓄食料 ・アルファ化米600食 ・飲料水864本 ・防災用クラッカー225食 ほか

2) 伊達市の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	S39.4	平成28年3月改定
防災訓練の実施	R1.10	年1回実施(10月) ※令和元年度は火山噴火を想定して実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料 ・アルファ化米6,300食 ・保存用ビスコ 35箱 ・レトルト食品2,000食 ほか
防災講演会の開催	H31.1	参加者65名
宅配講座の開催	随時	災害の種類と特徴、対策に関する講話など

3) 当会の取組

項目	年月	備考
損害保険への加入促進	R1.6	火災共済協同組合と連携し加入促進

2 課題

- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と伊達市及び壮瞥町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○ 成果目標

- ・火山災害を第1の災害リスクとするため、成果目標は地区別を基準に次のとおり設定する。

地 区	商工業者(独自データ)	小規模事業者数(独自データ)	策定目標(事業継続力強化計画)				
			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
滝之町	46	40	1	0	1	0	1
壮瞥温泉・昭和新山・洞爺湖温泉	37	30	0	1	0	1	0
久保内・盤溪・立香・弁景・幸内・仲洞爺	30	29	0	0	0	1	0
伊達市大滝区	36	28	0	0	0	0	1
合計	149	127	1	1	1	2	2

※上記目標については、火山災害を第1の災害リスクとして考え、地区ごとに影響を受ける小規模事業者のうち、物流やライフラインに直結する小規模事業者を中心に策定支援を行う。なお、事業者への浸透を図ったうえで、目標値を上げながら概ね4期(20年)程度で全小規模事業者の策定を目指す。

○ 実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る。	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内の関係機関と、発災後速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と壮瞥町、伊達市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(表：市・町・商工会役割分担表)

伊達市	壮瞥町	壮瞥町商工会
防災関連の情報提供	防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知		
関係団体との連携		
防災訓練の実施		
応急対策時の対策及び復興支援		

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回訪問及び窓口相談業務の際に、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年度中までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と提携している損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認。(年 1 回実施)

地 区	商工業者(独自データ)	小規模事業者数(独自データ)	策定目標					フォローアップ回数				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
滝之町	46	40	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
壮瞥温泉・昭和新山・洞爺湖温泉	37	30	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
久保内・盤溪・立香・弁景・幸内・仲洞爺	30	29	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
伊達市大滝区	36	28	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	149	127	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年 1 回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(有珠山噴火)が発災したと仮定し、伊達市・壮瞥町の地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年 1 回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	伊達市大滝総合支所地域振興課、壮瞥町商工観光課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、あらかじめ伊達市大滝総合支所地域振興課、壮瞥町商工観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。その上で、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に携帯電話等を利用して職員とその家族の安否報告を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール(ショートメール、Eメール等) ③SNS(LINE、メッセージ) ④災害用伝言版(停電時等)
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・伊達市、壮瞥町災害対策本部の方針に従い、伊達市大滝総合支所地域振興課と壮瞥町商工観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警戒が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当会と伊達市・壮瞥町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

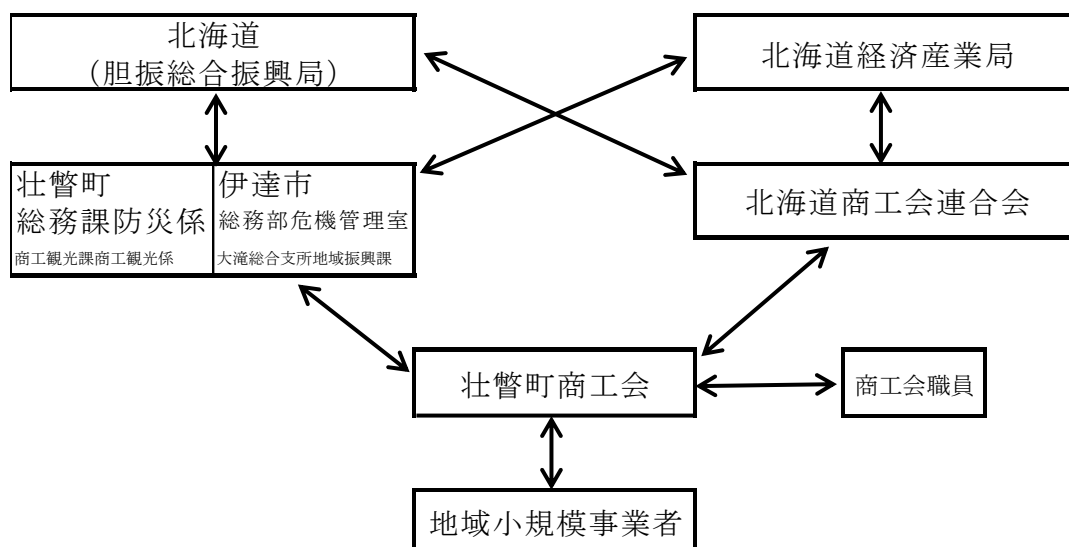
(3) 発災時における支持命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次被害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当会と伊達市・壮瞥町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ定めた方法により確認する。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・当商工会と伊達市・壮瞥町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、北海道胆振総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、伊達市・壮瞥町と相談する。(当会は、国や道の依頼を受けた場合は、当別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

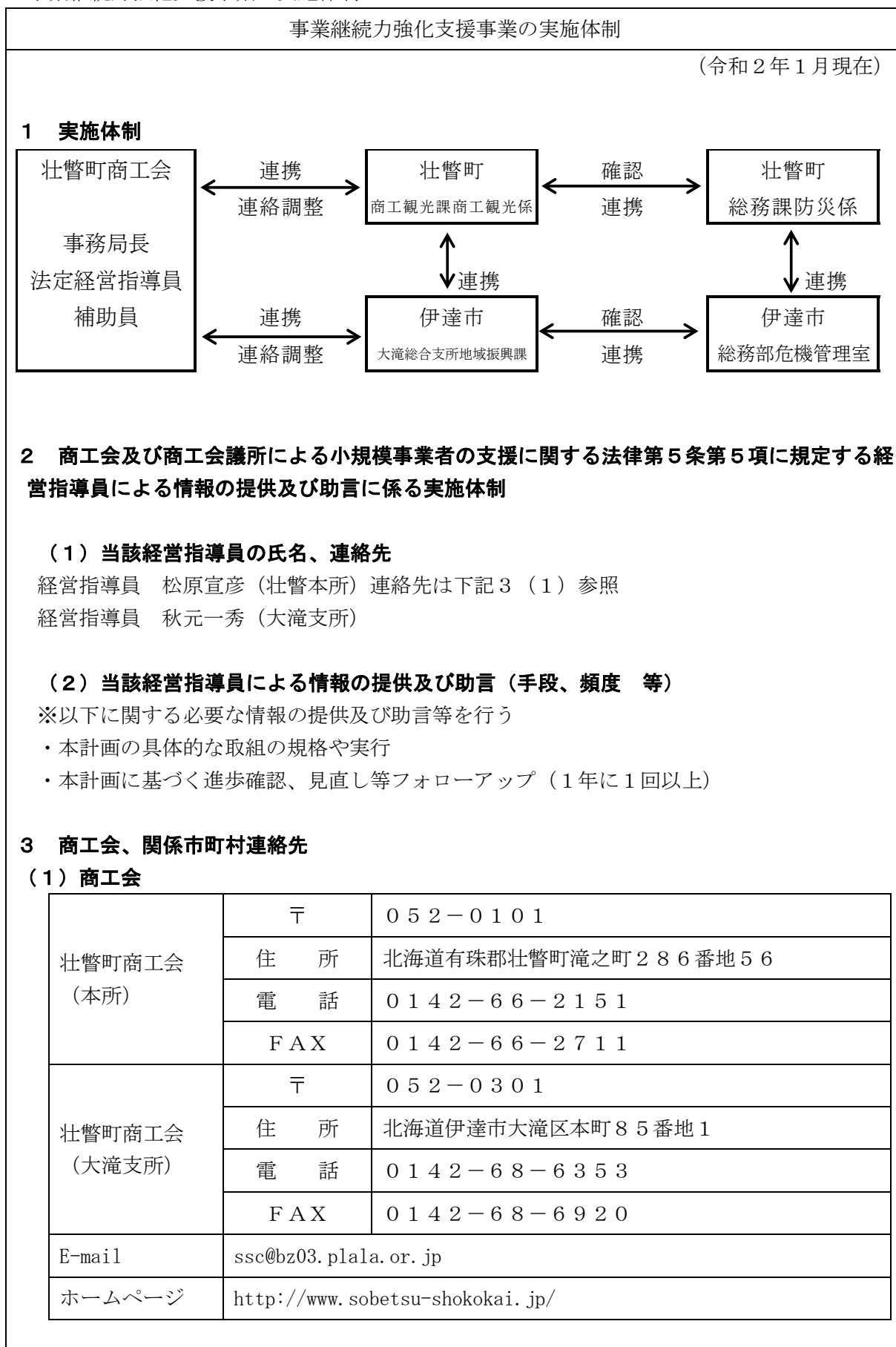
- ・伊達市・壮瞥町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣について、北海道や北海道商工会連合会等に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、壮瞥町商工会のHP及び広報誌において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 関係市町村

壮瞥町 商工観光課	〒	0 5 2 - 0 1 0 1
	住 所	北海道有珠郡壮瞥町滝之町 3 8 4 番地 1
	電 話	0 1 4 2 - 6 6 - 4 2 0 0
	F A X	0 1 4 2 - 6 6 - 2 8 0 0
	E-mail	kanko@town.sobetsu.lg.jp
伊達市 大滝総合支所 地域振興課	〒	0 5 2 - 0 3 0 1
	住 所	北海道伊達市大滝区本町 8 5 番地 1
	電 話	0 1 4 2 - 8 2 - 6 7 4 8
	F A X	0 1 4 2 - 6 8 - 6 3 0 1
	E-mail	sangyokensetsu@city.date.hokkaido.jp

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
必要な資金の額	49,200	49,200	49,200	49,200	49,200
・経営改善普及事業費	29,800	29,800	29,800	29,800	29,800
職員設置費					
・経営改善普及事業費	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
・地域振興事業費	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
・管理費	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
・予備費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
①会費収入・・・商工会員への請求の上、指定金融機関口座より引落又は集金
②道補助金・・・小規模事業指導補助金として、北海道商工会連合会を通して調達
③市町補助金・・・商工会運営補助金等として、伊達市・壮瞥町より調達
④手数料等・・・記帳代行手数料、事務代行手数料等受益者より調達
⑤雑収入等・・・その他臨時的な収入について敵宜徴収

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。